

令和 2 年 第 1 回 (臨時)  
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 1 月 2 9 日

議 会 事 務 局

# 目 次

第 1 号 ( 1 月 29 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
議案第 1 号	5
議案第 2 号	6
議案第 3 号	6
議案第 4 号	6
議案第 5 号	8
議案第 6 号	9
議案第 7 号	10
議案第 8 号	11
議案第 9 号	11
議案第 10 号	12
議案第 11 号	12
議案第 1 号	13
議案第 2 号	15
議案第 3 号	15
議案第 4 号	15
議案第 5 号	17
議案第 6 号	18
議案第 7 号	19
議案第 8 号	20
議案第 9 号	20
議案第 10 号	21
議案第 11 号	21
閉 会	23

議事日程(第1号)

令和2年1月29日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 1 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 8 議案第 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 7 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 8 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 9 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第10号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第11号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第 1 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第 2 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第16 議案第 3 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第 5 号 物品売買契約の締結について
- 日程第19 議案第 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第20 議案第 7 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第21 議案第 8 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第 9 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第10号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第11号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 1 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 8 議案第 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 7 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 10 議案第 8 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 10 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 1 号 須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 2 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 16 議案第 3 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 5 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 19 議案第 6 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 20 議案第 7 号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 21 議案第 8 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 9 号 令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 10 号 令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 11 号 令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課理事	梅野猛
子ども教育課長	御手洗文生	税務課長	合屋浩二
地域振興課長	稲永勝章	都市整備課長	—
住民課長	合屋真由美	管理担当課長	今泉英明
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
健康福祉課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
会計管理者	今泉俊裕	総務課参事	諸石豊
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） ただいまから、令和2年第1回須恵町議会臨時会を開会します。

ここで、甲木都市整備課長より、公務出張中につき、欠席の届け出がでておりますので御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。令和2年第1回臨時会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は11件で、条例制定1件、条例改正3件、物品売買契約の締結1件、工事請負契約の変更1件、補正予算5件でございます。委員会付託については、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会2件となっております。

議案第2号から議案第4号、議案第7号から議案第11号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を予算審査特別委員会及び各常任委員会において審査後、本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。なお、会期は本日1日限りとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期を本日1日限りとすることに決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議会運営委員会の報告にもありましたように、議案第2号から議案第4号、議案第7号から議案第11号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

### 日程第3. 議案第1号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第1号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

この条例の制定について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、令和2年度以降に任期付職員を採用するに当たり、任期付職員の採用及び給与に関する必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ多様な任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要です。

この任期付職員制度は本格的な業務に従事する者として位置づけられ、相応の勤務条件が運用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できる行政運営において最適と考える人員構成を実現するための優良な手段の一つでございます。

それでは、条例の内容についてですが、2ページをお願いいたします。

第1条では、条例制定の趣旨を示し、第2条では地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の、高度で専門的な知識経験又は優れた識見の有する者の任期を定めた採用について、第3条では、法第4条の、一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させる者の採用について示しております。

第4条では、法第5条の短時間勤務職員の任期を定めた採用については、住民サービスの充実や部分休業を取得する職員の業務の代替として従事させる者の採用について示しております。

第5条で、やむを得ない事情により任期を延長すると任期の特例について、第6条では、任期の更新について示しております。

第7条では、高度の専門的知識を有する者を任期を定めて採用した職員についての給料を示しております。

第8条は、その他の任期付職員についての給料を示しております。

附則で、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

今回の改正は、施行日や適応日が異なることから、2条立てとなっております。

3ページをお願いいたします。新旧対照表です。

まず、上段の第1条関係でございます。期末手当の支給割合を100分の167.5から172.5へ改めるものです。

次に、第2条関係では、令和2年度以降の期末手当の支給割合を100分の172.5から170へ改めるものです。

具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間3.35月を0.05月引き上げ、年間3.4月とするものです。

2ページに戻ってもらって、附則で第1条この条例は交付の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定は、令和元年12月1日から適用するとしております。

第2条で期末手当の内払いについて規定をしております。

次に、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の費用に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

議案第1号と同様に特別職、町長、副町長、教育長の期末手当を0.05月引き上げて、年間3.4月とするものです。

3ページをお願いします。新旧対照表です。

改正内容は、条項番号は違いますが、議案第1号とほぼ同じですので割愛させていただきます。

2ページに戻ってもらって、附則で第1条、この条例は交付の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとし、2項で、第1条の規定は、令和元年12月1日から適用するとしております。

第2条で、期末手当の内払いについて規定しております。

次に、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条の下に「別表第1を改める」とありますが、現在の給料表を別表の3ページ、4ページに改正し、平成31年4月にさかのぼって給料の引き上げを行うものでございます。

5ページをお願いします。新旧対照表です。

これも、議案第1号、2号と同様に2条立てとなっております。まず、第1号関係でございます。第20条で一般職の12月に支給する勤勉手当について勤勉基礎額に乗じる数値を100分の92.5から97.5へ改めるものです。

続いて、6ページをお願いします。

第2条関係でございます。第10条で、職員の住居手当について手当の支給対象となる家賃額の下限を月額1万2,000円から1万6,000へ引き上げ、1号及び2号で手当の計算方法を示し、上限を1,000円引き上げます。

第20条で、一般職の6月に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗じる数値100分の92.5、12月に乗じる数値100分の97.5を100分の95に改めるものです。

2ページに戻ってもらって、附則で、第1表、第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定

は、平成31年4月1日から適用するとしております。

第2条で、期末手当の内払いについて規定しております。

第3条で、規則への委任について定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から、議案第4号までを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第5号物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案第5号物品売買契約の締結についてでございます。

物品の売買契約の締結について、須恵町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により本議会の議決を求めるものです。

物品名、災害用トイレトレーラー、契約の方法、特命随意契約、契約金1,618万8,150円、受注者、東京都中央区勝どき3丁目12番1号、JPホームサプライ株式会社、代表取締役松浦健之、契約保証金の方法、免除。条件で、工期が契約の効力が生じた日より令和2年3月25日までとしております。

災害時に不足するトイレについて全国の市町村が1台ずつ配備し、被災地に全国から速やかに集結しようとする災害派遣ネットワークプロジェクトの趣旨に賛同し、購入するものです。また、平時にはイベントなどでは特設トイレとして活用する予定です。

1月27日仮契約を締結いたしました。本議会で議決をいただければ、議決日をもって契約の効力が生じる本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号物品売買契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### 日程第8. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第6号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案第6号工事請負契約の変更についてでございます。

工事の請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵町防災行政無線整備工事、請負金、変更前3億8,115万円を変更後3億9,215万円に1,100万円増額、河川管理カメラシステムとパソコン追加ほかのため増額をしております。

条件として、工期を「契約の効力が生じた日より令和2年3月6日まで」を「契約の効力が生じた日より令和2年3月の25日まで」とするものです。

製造工場が台風の影響で浸水被害を受けたことによるものでございます。

その他、契約内容については変更はありません。

1月27日に仮契約を締結し、本議会で議決をいただければ議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

---

#### 日程第9. 議案第7号

#### 日程第10. 議案第8号

#### 日程第11. 議案第9号

#### 日程第12. 議案第10号

#### 日程第13. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第7号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第6号）、日程第10、議案第8号、令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第9号、令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第10号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第11号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書は各議案1ページをお願いいたします。

第7号議案から第11号議案まででございます。いずれも地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するもので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和元年度歳入歳出補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第7号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ763万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億5,474万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正予算は、後ほど報告します特別会計、水道事業会計を含め令和元年8月の人事院の国家公務員給与改定勧告を受けて、法案が国会で11月22日に公布されたことから、先ほどの議案第2号、第3号、第4号の改正条例を提出するとともに、委員、特別職、一般職の職員の給与等に関する予算を補正する必要が生じたため、提出するものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

18款1項繰越金763万3,000円の増額補正、前年度繰越金を歳出の財源とするため計上するものです。

続いて3ページ、歳出です。

2款1項総務管理費は、町長、副町長の期末手当の補正を含む62万3,000円の増額です。

10款1項教育総務費は、教育長の期末手当の補正を含む20万7,000円の増額です。

このほかは、一般職員の給与改定に係る補正となっています。

人件費以外の補正といたしましては、2款2項徴税费で、町税過誤納還付金300万円を増額補正。決算見込みにより不足分を計上しております。

3款1項社会福祉費で、特別会計の人件費分として国民健康保険給与費等繰出金及び後期高齢

者医療特別会計事務費繰入金を計13万8,000円増額補正しております。

また、10款6項保健体育費で、道路上に覆いかぶさっている樹木の枝打ちのため、植木手数料委託料45万円を増額補正しております。

次に、議案第8号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出の総額にそれぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,945万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出の予算補正による。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

5款1項他会計繰入金9万2,000円の増額補正、一般会計からの繰入金を財源としております。

続いて3ページ、歳出です。

1款1目総務管理費9万2,000円の増額補正は、給与改定に伴う職員人件費の増額補正です。

次に、議案第9号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,020万7,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。

3款1項他会計繰入金、4万6,000円の増額補正、一般会計からの繰入金を財源としております。

続いて、3ページ、歳出です。

1款1目総務管理費4万6,000円の増額補正は、給与改定に伴う職員人件費の増額補正です。

次に、議案第10号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和元年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,973万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

6款1項繰越金13万5,000円の増額補正、前年度繰越金を財源とするものです。

続いて、3ページ、歳出です。

1款1項総務管理費5万1,000円の増額補正、2款1項下水道事業費8万4,000円の増額補正は給与改定に伴う職員人件費の増額補正です。

次に、議案第11号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和元年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的支出の予定額を給与会計により31万8,000円増額補正するものです。

以上のとおり、一般会計補正予算から水道事業会計補正予算まで提出いたします。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

次に、お諮りします。議案第8号、議案第9号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号、議案第9号を文教厚生委員

会に付託し、審査することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第10号、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号、議案第11号を総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を、予算審査特別委員会及び各常任委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時29分休憩

-----  
午前11時41分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後日程を追加することになっておりますので、お配りします。

議事日程のとおり追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

---

#### 日程第14. 議案第1号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第1号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第1号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、令和2年年度以降に任期付職員を採用するに当たり、任期付職員の採用及び給与に関する必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

この任期付職員制度は、本格的な業務に従事するものとして位置づけられ、相応の勤務条件が

適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できるものです。

2ページをお願いします。

第1条では、条例制定の趣旨を示し、第2条では、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の、高度で専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用について、第3条では、法第4条の一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って従事させるものの採用について示しております。

第4条では、法第5条の短時間勤務職員の任期を定めた採用については、住民サービスの充実や部分休業を取得する職員の業務の代替として従事させる者の採用について示しております。

第5条で、やむを得ない事情により任期を延長する等、任期の特例について、第6条では、任期の更新について示しております。

第7条では、高度な専門的知識を有する者を、任期を定めて採用した職員についての給料を示しております。

第8条は、その他の任期付職員についての給料を示しております。

附則で、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第1号須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第2号

日程第16. 議案第3号

日程第17. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

今回の改正は、施行日や適用日が異なることから、2条立てとなっています。

3ページをお願いします。

新旧対照表でございます。まず、上段の第1条関係でございます。期末手当の支給割合を100分の167.5から172.5へ改めるものです。

次に、第2条関係では、令和2年度以降の期末手当の支給割合を100分の172.5から170へ改めるものです。

具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間3.35月を0.05月引き上げ、年間3.4月とするものです。2ページに戻っていただいて、附則で第1条、この条例は交付の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定は令和元年12月1日から適用するとしております。

第2条で、期末手当の内払いについて規定しております。

次に、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

議案第2号と同様に特別職、町長、副町長、教育長の期末手当を0.05月分引き上げて、年間3.4月とするものです。

3ページをお願いします。

新旧対照表です。改正内容は、条項番号は違いますが、議案第2号とほぼ同じでございますので割愛させていただきます。

2ページに戻っていただきまして、附則で、第1条、この条例は交付の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとし、2項で、第1条の規定は、令和元年12月1日から適用するとしております。

第2条で、期末手当の内払いについて規定しております。

次に、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

第1条の下に別表第1を別紙のとおり改めるとありますが、現在の給与表を別紙の3ページ、4ページに改正し、平成31年4月にさかのぼって給与の引き上げ改定を行うものでございます。

5ページをお願いします。

新旧対照表です。これも、議案2号、3号と同様に2条立てとなっております。

まず、第1条関係でございます。第20条で、一般職の12月に支給する勤勉手当について勤勉基礎額に乗じる数値を100分の92.5から97.5へ改めるものです。

続いて6ページをお願いします。

第2条関係でございます。第10条で、職員の住居手当について手当の支給対象となる家賃額の下限を月額1万2,000円から1万6,000円へ引き上げ、1号及び2号で手当の計算方法を示し、上限を1,000円引き上げます。

第20条で、一般職員の6月に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる数値、100分の92.5、12月に乗ずる数値100分の97.5を100分の95に改めるものです。

2ページに戻っていただきまして、附則で第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するとし、2項で、第1条の規定は平成31年4月1日から適用するとしております。

第2条で、期末手当の内払いについて規定しております。

第3条で、規則への委任について定めています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第2号から議案第4号について質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は御起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第5号物品売買契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第5号物品売買契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

物品の売買契約について、須恵町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

物品名、災害用トイレトレーラー、契約方法、特命随意契約、契約金、1,618万8,150円、受注者、東京都中央区勝どき3丁目12番1号JPホームサプライ株式会社、代表取締役松浦健之、契約補償の方法は免除、条件、工期契約の効力が生じた日より令和2年3月25日まででございます。

議員のお手元には資料が行っていると思います。ごらんになっていただけたらと思うんですが、先日来、町長からの報告また予算審査特別委員会等でさまざま説明があつているところのものの契約でございます。

災害時に不足するトイレについて全国の市町村が1台ずつ配備し、被災地に全国から速やかに集結しようとする災害派遣ネットワークプロジェクトの趣旨に賛同し、購入するものです。また、平時にはイベントなどでは特設トイレとして活用する予定です。

1月27日仮契約を締結し、本議会で議決となれば、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となる次第でございます。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号物品売買契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第6号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第6号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。工事の請負契約の締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、須恵町防災行政無線整備工事、請負金、変更前3億8,115万円を変更後3億9,215万円に1,100万円の増額でございます。

増額の理由として、行政区の要望により屋外拡声子局の支柱に区内放送スピーカーを将来強化したいとのことで、支柱の材料と口径を見直し、変更したということでございます。

ほかに、須恵分団敷地内設置のモーターサイレンの故障によるスピーカーの取りかえ、河川管理カメラシステムのパソコンの追加によるものでございます。

条件として、工期を「契約の効力が生じた日より令和2年3月6日まで」を「契約の効力が生じた日より令和2年3月25日まで」とするものでございます。

その他、契約内容についての変更はございません。1月27日に仮契約を締結し、本議会での議決をもち契約の効力が生じ、本契約となります。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第6号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。昼食の時間となっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

---

## 日程第20. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第7号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第6号）、日程第21、議案第8号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第22、議案第9号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第10号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第24、議案第11号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括議題とします。

まず、議案第7号について予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第7号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページです。

令和元年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ763万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億5,474万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正予算は、令和元年8月の人事院の国家公務員給与改定勧告を受け、法案が国会で11月22日に公布されたことから、先ほどの議案、第2号、第3号、第4号の改正条例を提出するとともに、議員、特別職、一般職の職員の給与に関する予算を補正するものです。

6ページ以降の事項別明細書です。

まず、歳入です。

18款1項繰越金763万3,000円の増額補正、前年度繰越金を歳出の財源とするため計上するものです。

続いて、3ページ、歳出です。

1款1項議会費について議員の期末手当の補正は、新人議員分の勤務期間率の関係で、予算残があるので計上されていません。

2款1項総務管理費は、町長、副町長の期末手当の補正を含む62万3,000円の増額です。

10款1項教育総務費は、教育長の期末手当の補正を含む20万7,000円の増額です。

このほかは、一般職員の給与改定に係る補正となっています。

人件費以外の補正として2款2項1目税務総務費町税過誤納付還付金300万円を増額補正、これは、九州旅客鉄道株式会社の償却資産が誤って課税されていたこと等により還付金が生じ、不足分を計上しています。

3款1項社会福祉費で、特別会計の人件費分として、国民健康保険給与費等繰出金及び後期高齢者医療特別会計事務費繰出金を計13万8,000円増額補正しています。

10款6項1目保健体育総務費で武道場横の道路上に覆いかぶさっている樹木の枝打ちのため、植木手入れ委託料を45万円増額補正しています。

採決の結果、全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第8号、議案第9号について文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第8号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,945万2,000円とするもので、人事院勧告の実施に伴う人件費関連の補正のみの補正でございます。

6ページ、7ページの事項別明細書をお開きください。

歳入5款1項1目一般会計繰入金9万2,000円の増額補正は一般会計からの人件費分の給与等繰入金です。

次、8ページ、9ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費9万2,000円の増額補正は、2節給料、3節職員手当など、4節共済費の人件費に関する補正を行っております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

議案第9号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,020万7,000円とするもので、人事院勧告の実施に伴う人件費関連の補正のみでございます。

6ページ、7ページの事項別明細書をお開きください。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金4万6,000円の増額補正は、一般会計からの人件費分の事務費繰入金です。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費4万6,000円の増額補正は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費に関する補正を行っております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第10号、議案第11号について、総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第10号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,973万3,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は、収支調整となっております。

8ページをお願いします。

歳出は、1款総務費は、人事院勧告に伴う人件費の増額です。2款下水道事業費も、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

議案第11号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用31万8,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額です。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第7号から議案第11号について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よっ

て、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号令和元年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第9号令和元年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号令和元年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号令和元年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和2年第1回須恵町臨時会を閉会します。

午後0時17分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力 弥

署名議員 12番 田原 重 美

署名議員 13番 三上 政 義